

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 後藤 朋子 執行委員長から、令和4年2月16日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年2月21日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

基本給の賃上げ、年度末一時金、人員体制等に関する事項

2 争議行為の日時

令和4年2月27日（日）午前零時以降、要求書解決に至る間

3 争議行為の場所

「茨城民主医療機関労働組合」

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 水戸市城南3-15-17 | 茨城保健生活協同組合本部 |
| (2) 水戸市城南3-15-17 | 城南病院 |
| (3) 水戸市城南3-15-8 | 城南病院附属クリニック |
| (4) 水戸市城南3-15-7 生協会館2階 | 訪問看護ステーション虹 |
| (5) 水戸市城南3-15-7 生協会館2階 | 城南居宅介護支援事業所 |
| (6) 水戸市平須町1819 | 水戸共立診療所 |
| (7) 水戸市住吉町57-2 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所そらいろ |

「いばらきあおぞら労働組合」

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 取手市新町3-13-11 | あおぞら診療所 |
| (2) 牛久市ひたち野東3-24-3 | 住宅型有料老人ホームこれの家 |

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 茨城民主医療機関労働組合 | 執行委員長 宮原 順子 |
| (2) いばらきあおぞら労働組合 | 執行委員長 江川 昭子 |